

令和7年8月

お客さま各位

中南信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、金融機関では令和8年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に掲げております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では以下の対応を実施いたします。

今後、「手形・小切手」に代わる決済手段としてのサービスを拡充して参りますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定規定（一般用）の改定について

令和7年8月12日から当座勘定規定（一般用）を以下のとおり改定しますので、お知らせいたします。

改定後	改定前
令和7年8月現在 第7条（手形、小切手の支払い） （1）（略） （2）当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 （3） <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	令和2年4月現在 第7条（手形、小切手の支払い） （1）（略） （2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 （3）（新設）
第12条（手数料等の引落し） （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、 <u>小切手または払戻請求書によらず</u> 、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）（略）	第12条（手数料等の引落し） （1）当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、 <u>小切手によらず</u> 、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）（略）
第17条（印鑑照合等） （1）手形、 <u>小切手、払戻請求書</u> または諸届け書	第17条（印鑑照合等） （1）手形、 <u>小切手</u> または諸届け書類に使用され

<p>類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みま す）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注 意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱い ましたうえは、その手形、<u>小切手、払戻請求書、</u> 諸届け書類につき、偽造、<u>変造</u>その他の事故があ っても、そのために生じた損害については、当金 庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) (略)</p>	<p>た印影または署名（電磁的記録により当金庫に画 像として送信されるものを含みます）を、届出の 印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合 し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、 その手形、<u>小切手、</u>諸届け書類につき、偽造、<u>変</u> 造その他の事故があっても、そのために生じた損 害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) (3) (略)</p>
--	---

2. 払戻請求書によるお支払いについて

令和7年8月12日より、手形・小切手によるお支払いのほか、当金庫所定の払戻請求書によるお支払いの取扱いを開始します。普通預金等払戻請求書と兼用になりますので、日付、口座番号、お届けの署名鑑（社判および使用印）、支払金額をご記入のうえ口座開設店窓口へご提出ください。

3. 手形帳・小切手帳の発行手数料の改定

令和7年10月1日より手形帳・小切手帳の発行手数料の改定を行います。

消費税込（単位：円）

	改定後	改定前
小切手 1冊	5,500	1,100
約束手形 1冊	5,500	1,100
為替手形 1冊	5,500	1,100

4. 手形・小切手の代金取立受付停止

- (1) 令和9年4月以降を支払期日とする手形について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。
- (2) 令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手について、代金取立の受付を停止します。

5. 代替手段について

当金庫では、「手形・小切手」に代わる決済方法として「でんさいサービス」「でんさいライト」「法人インターネットバンキング」をご用意しております。この機会に是非導入をご検討下さい。

以上